

## 普通預金規定（個人・口座WEB受付サービス用）

### 1.（適用範囲等）

- (1) この規定は、個人のお客様が、口座WEB受付サービス（以下「口座開設サービス」という。）にて専用の通帳を発行しない普通預金口座（以下「通帳レス口座」という。）を利用するにあたり適用される事項を定めます。
- (2) (1)の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の「ひめぎん普通預金（決済用専用口座を含む）規定（個人用）」により取扱います。

### 2.（利用資格）

- (1) 四国八十八カ所支店以外
  - ①四国内で居住されている満18歳以上の個人の方
  - ②大学生・専門学校生の方は愛媛県内の大学・専門学校に進学される・在学されている、またはキャッシュカードの送付先が四国内（実家）の方
- (2) 四国八十八カ所支店  
日本国内に居住されている満18歳以上の個人の方

### 3.（取引の開始）

取引は、当行が別途定める関連規程を承認のうえ、インターネットに接続できる情報端末等からインターネットを通じ、または当行所定の必要書類を添えて申込み、当行がこれを受領し、当行が定めた本人確認完了をもって取引開始とします。なお、当行所定の期間内に、申込書・本人確認資料等の必要書類の送信がない場合および当行が定めるところの電話による本人確認が完了しない場合は、当行に対する申込みは撤回されたものとして取扱います。また、当行の審査に基づき取引をお断りする場合があります。

### 4.（通帳レス口座の開設）

口座開設サービスにより口座開設した場合は、通帳レス口座とし、ひめぎんカードの発行を必須とします。

### 5.（お取引明細の取扱い）

- (1) 通帳に関するお取扱いはいたしません。
- (2) 通帳レス口座の取引履歴は、「WithYouNet」、「ひめぎんアプリ」等によりお客様自身が照会することとし、お取引明細の発行をしません。

### 6.（口座開設時の取引時確認）

- (1) 契約者との取引にあたって、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係法令（以下、「犯罪収益移転防止法等」といいます）に基づき、当行が別途定める取引時確認手続きを行います。なお、契約者の氏名、住所、生年月日等の本人特定事項に虚偽の告知があった場合、犯罪収益移転防止法等により処罰されることがあります。
- (2) 口座開設時の取引時確認は当行所定の本人確認書類をご提出いただき、本人確認書類に記載された氏名、住所および生年月日と、契約者が当行に口座開設を申し込んだ際の届出内容とを照合するとともに、本人確認書類に記載の住所に宛てて、キャッシュカードを転送不要の

簡易書留郵便で送付し、契約者がこれを受け取ることによって行います。当行への届出内容に疑義があると判断した場合は、当行は口座開設を行いません。また当行から送付した郵便物が当行に返送されてきた場合には、当行は契約者に通知することなく、口座開設を取消すことができます。

- (3) 前2項に基づき、当行が口座開設を行わず、または口座を解約したことによって契約者が被害を受けることがあっても、当行の責めによるものを除き当行は責任を負いません。

## 7. (預金の預入れ、払戻し)

通帳レス口座について預金の預入れ又は払戻しを行うときは、原則としてキャッシュカードによりATMコーナーを利用することとします。窓口で預入れ又は払戻しを行う場合は、通帳の提出に代えて、キャッシュカード及びご本人であることを確認できる資料を提出してください。キャッシュカードが無い場合は、お取扱できません。

## 8. (印鑑登録)

WEB上で開設した口座は、届出の印章を必要とする取引を行う場合、予め当行所定の方法により印鑑登録をすることで、窓口で開設した口座同様のお取引を可能とします。

## 9. (解約処理)

通帳レス口座を解約するときは、通帳の提出に代えて、ご本人であることを確認できる当行所定の資料とキャッシュカードを持参のうえ、解約払戻請求書に記名し提出してください。

## 10. (解約等)

次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行はお客様に事前に通知することなく、当口座での取引を直ちに停止または解約することができるものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害について、当行の責めによるものを除き当行は責任を負いません。

- (1) お客様が本規定、各種関連規定に違反する等、当行がお客様との取引を継続することが困難な事由が生じたとき
- (2) 住所・連絡先変更等の届け出変更を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、お客様の所在が不明となったとき
- (3) 支払いの停止または破産手続き開始もしくは民事再生手続き開始の申立があったとき
- (4) 成年被後見人・非保佐人・非補助人となったにもかかわらず、届出を行わず、取引を続けていたとき
- (5) 当行の名義人の意思によらず口座開設されたことが明らかになったとき
- (6) 預金口座等が公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるとき
- (7) 口座開設後、初回入金で6か月間無かったとき
- (8) 非居住者と判明したとき
- (9) キャッシュカードの簡易書留郵便が当行に返戻されたとき
- (10) 当行が定めるところの電話による本人確認が完了しないとき
- (11) 当口座をお客様が事業性として利用、またはその恐れがあると認められるとき
- (12) 当口座の開設時に本人確認に際して、本人特定事項に虚偽の告知を行った疑いがあるとき、なりすましの疑いがあるとき、お客様が告知した本人特定事項と本人確認書類の内容に相違があったとき
- (13) 警察関係および弁護士等から口座凍結の依頼があったとき（本件は口座凍結の取扱いとする）

## 11. (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- (3) この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一額の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残金および利息を未利用口座管理手数料の一部として充当、通知することなく当行所定の方法により、解約ができるものとします。
- (4) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料はご返却いたしません。

## 12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) (1) の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) (1)、(2) による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以 上

(2021 年 3 月 1 日現在)

### 附則 1. 未利用口座管理手数料の取扱いについて

普通預金規定（個人・口座 WE B 受付サービス用）11. の未利用口座管理手数料については、2021 年 3 月 1 日以降に新たに開設された口座に適用されるものとします。

未利用口座管理手数料は以下により取扱います。

#### 1. 未利用口座となる口座

最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金の元金に対する利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しの双方の取引がない普通預金口座（総合口座を含みます。）を未利用口座としてお取扱いします。

※盗難、紛失などのご利用停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

#### 2. 未利用口座管理手数料

- (1) お客さまご利用の口座が未利用口座と確定する前に、電子メールまたはお届けのご住所に文書にてご案内をいたします。

※送付した「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到着したもの

とみなします。

(2) 最後のお預入れまたは払戻しから2年後の応当日の属する月の月末までお取引がない場合は、年間1,320円(消費税込)の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

※初回手数料をご負担いただいた後もお取引がなく、未利用口座に該当する場合は、毎年手数料をご負担いただきます。

(3) 次の場合は未利用口座管理手数料の対象外です。

①該当未利用口座の残高が10,000円以上である場合(総合口座は普通預金・定期預金の合計残高が10,000円以上である場合)

②同一支店で、他にお預かりしている金融資産(定期預金・積立定期預金・定期積金・財形預金・外貨預金・公共債・投資信託・保険契約等)のお取引が1円以上ある場合

③同一支店で、お借入もしくはカードローン契約がある場合

### 3. 口座の自動解約

(1) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しができない場合、残金および利息を未利用口座管理手数料の一部として充当し、当該口座を通知することなく解約いたします。なお、お客さまの口座残高以上のご負担はありません。

(2) (1)による口座解約にともない、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の故意または過失に起因する場合を除き当行は責任を負いません。

(3) 未利用口座管理手数料の返却、および解約となった口座の再利用はできません。